別表六(十四)の表中「当期税額基準額 ⑬×20/100－(別表六(十五)「14」)－(別表六(二十三)「14」)」を「当期税額基準額 ⑬×20/100－(別表六(十四)「14」)－(別表六(二十二)「14」)」に、「調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「７の㉒」)」を「調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「７の⑳」)」に、「差引当期税額基準額残額 ⑭－⑮－(別表六(十五)「19」)－(別表六(二十三)「19」)」を「差引当期税額基準額残額 ⑭－⑮－(別表六(十四)「19」)－(別表六(二十二)「19」)」に、「調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「７の㉑」)」を「調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「７の⑲」)」に改め、同表を別表六(十三)とする。

別表六(十五)の表中「当期償却費総額の90％相当額 ⑨×90/100」を「当期償却費総額基準額 ⑨×90又は95/100」に、「雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十五)付表「13」)」を「雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十六)「14」)」に、「調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「７の㉓」)」を「調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「７の㉑」)」に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の12の５第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の」を加え、同第二号③中「第27条の12の５第13項第２号ロ」を「第27条の12の４の２第13項第２号ロ」に改め、同号を同第四号とし、同第二号中「第27条の12の５第６項第２号イ」を「第27条の12の４の２第６項第２号イ」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「当期償却費総額基準額 ⑨×90又は95/100 ⑩」の欄は、令和２年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「90又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は95」を消すこと。

別表六(十五)を別表六(十四)とする。

別表六(十五)付表を削る。

別表六(十六)の表中「雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十六)付表「13」)」を「雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十六)「14」)」に、「調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「７の㉔」)」を「調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「７の㉒」)」に改め、同表の記載要領第二号中「第27条の12の５第６項第２号イ」を「第27条の12の４の２第６項第２号イ」に改め、同第三号③中「第27条の12の５第13項第２号ロ」を「第27条の12の４の２第13項第２号ロ」に改め、同表を別表六(十五)とし、同表の次に次の一表を加える。